

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊座間駐屯地
第441会計隊長 三田 友樹

次のとおり一般競争入札を行います。

1 入札に付する事項

件 名	規 格	単 位	数 量	納 期	納 地
座間宿舎消防設備点検整備	仕様書のとおり	式	1	令和6年8月28日～ 令和6年12月20日	陸上自衛隊座間駐屯地

2 参 加 資 格

- (1) 令和4・5・6年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA, B, C, D等級に格付けされ、競争参加地域が関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (7) 暴力団関係業者でないこと。（工事等において、都道府県警察より暴力団関係者として排除要請があり、その状態が継続していない者又は、工事等以外の公共事業において入札心得等に定める暴力団排除特約条項、事項、誓約書を承諾した者）

3 契約条項を示す場所： 第441会計隊事務室

4 説明会の日時及び場所：なし

5 入札実施日時及び場所：令和6年8月28日(水)10時30分 陸上自衛隊座間駐屯地 J－13 3F 小会議室

6 保 証 金

- (1) 入 札 保 証 金：免 除 但し、落札者が契約を結ばないときには、「入札金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加えた金額（以下、「落札金額」という。）」の100分の5に相当する金額を徴収する。
- (2) 契 約 保 証 金：免 除 但し、契約者がその契約を履行しないときには、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として徴収する。
- (3) 遅 延 賠 償：遅延部分1日につき、契約金額の1/1000に相当する金額以上を徴収する。

7 無 効 入 札

- (1) 本公告に示した資格のない者の入札
- (2) 入札者が誰であるか識別し難い場合の入札
- (3) 入札に関する条件に違反した入札
- (4) 入札金額が明瞭でない入札
- (5) FAX、電報、電話、電子メールの入札
- (6) 入札後、2項(7)に該当する暴力団関係業者と判明した入札

8 落 札 決 定 方 法

- (1) 総額により決定する。
- (2) 落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (3) 入札金額は消費税抜き価格とし、当隊所定の予定価格の範囲内で最低入札者を落札者とする。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%（軽減税率対象品目については8%）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、各入札者は消費税課税、免税事業者を問わず見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

9 契 約 書 の 作 成

- (1) 落札者は官側から指示がある場合、遅滞なく契約書又は請書を作成する。
- (2) 適用する条項
ア 「役務請負契約条項」
イ 「談合等の不正行為に関する特約条項」・「暴力団排除に関する特約条項」

10 そ の 他

- (1) 委任状について：入札に参加される者が参加資格に示す代表者でない場合、入札前までに委任状を提出する。
- (2) 資格審査結果通知：入札前までに全省庁統一入札参加資格の「資格審査結果通知」(写)を提出する。
- (3) 入札参加希望者は、令和6年8月26日(月)17時00分までに市価調査票の提出をすること。(FAX可)
- (4) 郵便入札について：郵便による入札は令和6年8月27日(火)17時00分までに下記宛先必着とする。
封書には必ず会社名、入札日時、入札件名、朱字で「入札書在中」と明記し、配達記録が残る書留にて郵送する。
なお初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札の時期は、次のとおりとする。
ア 日 時：令和6年9月2日(月) 11時00分
イ 場 所：陸上自衛隊座間駐屯地 3F 小会議室
- (5) 暴力団排除誓約事項：入札書の提出をもって、「暴力団排除に関する誓約事項」のとおり誓約したものとする。
- (6) 入門について：米軍基地内に所在するため入門の際にはエスコートが必要となります。（米軍入門パス所持者を除く）
当日会場において入札に参加される方は事前連絡のうえ、入札時間30分前までに手続きを実施するので、駐車場に到着後、会計隊に連絡をすること。
また身分証明書（運転免許証（暗証番号を控えておくこと）パスポート等）及び車で来られる場合は車検証、任意保険証が必要になります。
- (7) 問い合わせ・連絡先：〒252-0378 神奈川県相模原市南区新戸2958番地 陸上自衛隊座間駐屯地第441会計隊契約班 046-253-7670（内線2357） 担当 向井

表紙共 9 枚

仕様書番号 第 3 5 号
作成年月日 6. 8. 1
作成者 座間駐屯地業務隊 厚生班
2 等 陸 尉 川崎 圭洋

座間宿舎消防設備点検整備

陸上自衛隊座間駐屯地業務隊厚生科

仕 様 書

1 件 名

座間宿舎消防設備点検整備

2 場 所

神奈川県座間市相武台1丁目51番 座間宿舎内

3 一般事項

- (1) 本作業は、本特記事項によるほか「建築保全業務共通仕様書（最新版）」及び国土交通省関係に基づき実施するものとする。
- (2) 作業実施に際しては、関係法令及び諸規則を遵守するものとする。また、本作業の現場及び許可された場所以外の無断立入は禁止とする。
- (3) 請負者は仕様書及び現地において、相違、疑義あるいは不明な点が生じた場合は、監督官と協議しその指示に従うものとする。
- (4) 本作業に際して本仕様書に明記無き事項についても点検整備上当然処置すべき事項は、請負者の負担で実施するものとする。また、軽微な変更が生じた場合は、その都度監督官と協議を行い、その指示に従うものとする。その際は請求金額、工期等の変更は行わないものとする。
- (5) 請負者は本作業に際して、機器及び施設等を汚破損した場合は、請負者の責任により原形に復旧するものとする。
- (6) 作業実施に際して、安全帽の着用、2 m以上の高所では、要求性能墜落制止用器具を使用し安全管理には、十分留意するとともに、作業後は現場の整理整頓及び清掃を実施するものとする。
- (7) 請負者は着工に先立ち、工程表を監督官に提出し、承諾を得るものとする。
- (8) 請負者は監督官が指示する様式に従い、必要書類を遅滞なく提出するものとする。
- (9) 撤去等により発生した発生材は、指定した場所に集積の上、請負業者の責任において場外搬出処分をするものとし、付随するマニフェスト（E票）の写しを官側へ提出するものとする。

- (10) 作業写真は、作業前、作業中、作業後及び監督官の指示する場所を撮影し、作業完了後に整理したもの2部提出するものとする。

4 特記事項

- (1) 点検機器：「消防設備保守点検一覧表及び建築基準法第12条による防火設備定期検査一覧表」によるものとする。
- (2) 点検種別：消防法に基づく消防用設備等定期点検（総合点検・機器点検）及び建築基準法第12条による防火設備定期検査
- (3) 「点検」とは、建築物等の部分について、損傷、変形、腐食、異臭その他の異常の有無を調査する事をいい、保守又はその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。
- (4) 「保守」とは、点検の結果に基づき建築物等の機能の回復又は危険の防止のために行う消耗品の取替え、注油、塗装その他これらに類する軽微な作業をいう。
- (5) 「整備」とは、消火器点検に基づき、更新の必要な消火器を抽出し、指定された本数を交換する。なお、交換済消火器はリサイクル処理とする。
- (6) 本保守点検機器の適正なデータを得るために製品自体のメーカー、又はメーカー等の実施する研修を終了したもの、若しくは監督官が認めた同等の技術者による保守点検を各点検毎に実施するものとする。
- (7) 本点検整備に必要な工具、計器類及び消耗品は、請負者の負担とする。
- (8) 建築基準法による防火設備定期検査による12条点検の実施項目については、「建築保全業務共通仕様書（最新版）」点検項目Bとして、「建築基準法12条報告検査等」に基づき実施するものとする。
- (9) 建築基準法による防火設備定期検査12条点検を実施する場合の点検記録様式は、神奈川県を示す所定の様式で作成し、監督官に提出するものとする。
- (10) 作業体制
- ア 作業体制は、現場代理人、作業員をもって組むものとする。
- イ 「現場代理人」とは、契約内容の履行、作業員の指揮監督及び関係部署との連絡調整業務等について統括できるものとし、請負者側が監督官に届け出た作業責任者を言う。
- ウ 「作業員」とは、現場代理人の指揮監督に従い本作業に従事する者を言う。
- エ 作業実施にあたっては、十分な安全対策を行い、作業員に対しては機会あるごとに注意喚起するものとする。
- オ 作業員にあつては、本作業に必要な資格等を携行し実施するものとする。

(11) 本作業を実施した際、劣化及び損傷箇所を発見した場合は、必要に応じ速やかに写真及び図示したものを監督官に提出するものとする。その際、別途経費を必要とする修繕箇所が発生した場合は、見積もり書を報告書に添付するものとする。

(12) 消防法に基づく消防設備点検及び実施要領、

ア 本作業で実施する消防用設備の種類は、消火器具、避難器具、防火用水、連結送水管（共同住宅用連結送水管）、配線、共同住宅用自動火災報知設備、防火扉・防火ダンパー等連動設備とする。

イ 受信機等のある建物については、防火戸・防火ダンパー等連動試験及び総合試験において、各建物からの信号を入信した際、管理人室受信機が確実に受信するよう調整するものとする。

ウ エレベーター火災連動機器は、火災信号を入信した際にエレベーターの機能又は作動を確認し、作動不具合の場合は、エレベーター点検保守業者とともに原因を追究し正常な動作となるよう調整をするものとする。

エ 粉末消火設備等は設置台数すべて加圧用ガス容器のバルブ類開放点検を実施し異常ない場合は、容器弁バルブ類点検済証の貼付をすることとする。

(13) 本作業の作業時間は、撤収作業を含め平日0830から1630までとし、土曜日、日曜日及び祝日の作業は実施しないものとする。作業時間の超過が予想される場合は事前に申し出るものとする。

(14) 本作業の機能保証は、点検完了後1年間とし、自然災害を除き点検上の欠陥とみられる不具合の発生については、請負者がその責を負うものとする。

(15) 本作業中に異常を発見した場合は速やかに監督官に報告し、請負者は監督官の指示を受けるものとする。

(16) 監督官の指示に従い遅滞なく速やかに次の書類を提出するものとする。

ア 作業報告書（請負業者の様式による。）

イ 消防設備点検結果報告及び特定行政庁に報告できる報告書、各2部

ウ 消防設備点検時使用する機器の校正機器試験報告書のコピー1部（校正機器業者の様式で消防設備保守点検実施日前までに提出）

エ 立入申請が必要な建物の指定された書類

(17) 作業実施者は、作業に必要となる下記の免状等を点検日に監督官に毎日提示するものとする。また、契約後速やかに必要となる免状等の写しを事前に提出するものとする。

- ア 第1種消防設備点検資格者免状、第2種消防設備点検資格者免状
- イ 甲種1類から5類、乙種1類から7類消防設備士免状
- ウ 第一種電気工事士又は第二種電気工事士免状
- エ 一級建築士及び二級建築士免状
- オ 建築設備検査資格者修了証
- カ 防火設備検査員講習修了証
- キ フルハーネス型墜落制止用器具特別講習修了証
- ク 高所作業者運転技能講習修了証（必要な場合）、足場組立て等作業主任者修了証
- ケ 酸素欠乏危険作業特別教育修了証
- コ その他本役務の履行に際し、必要な各種免状、資格者証、特別教育修了証及び講習修了証

(18) 作業書類の取扱

- ア 作業関係書類等は業務実施等の目的以外に第三者に対し貸与、複写又は閲覧させてはならないものとし作業完了後速やかに処分することとする。
- イ 請負者は作業の一部を第三者に請け負わせようとする場合、当該下請契約書等において上記アに準じて適切な管理を行うものとする。

(19) 消火器更新数量

粉末消火器10型 50本

更新場所については、監督官と協議し指示する場所とする。

消防設備点検一覧表（座間宿舎A棟）

1-1 消火器

階	10F	9F	8F	7F	6F	5F	4F	3F	2F	1F	計
数	8本	8本	8本	8本	9本	9本	9本	9本	9本	11本	88本
備考	粉末消火器10型（粉末 蓄圧式）										

1-2 避難器具

階	10F	9F	8F	7F	6F	5F	4F	3F	2F		計
数	2組	2組	2組	2組	4組	4組	4組	4組	4組		28組
数	2階共用部：吊り下げはしごワイヤーロープ式										1組
備考	2F～8F各ベランダ：吊り下げはしごハッチ式										

1-3 消防用水

明 細	数 量	単 位	備 考
水源及び給水装置	1	式	
吸管投入口	2	箇所	

1-4 連結送水管設備

明 細	数 量	単 位	備 考
送水口	2	組	スタンド型、双口差込式
放水口	16	組	3F～10F・RF、標識：消防隊専用マーク、開閉弁：玉型弁、格納箱：埋込型連結送水管用補給水槽有り（屋上）
配線点検絶縁測定	1	式	

1-5 共同住宅用自動火災報知設備

明 細	数 量	単 位	備 考
受信機P型1級（複合盤）24/25L	1	面	
共同住宅用受信機（P型1級）	131	面	
差動式スポット型感知器	431	個	
定温式スポット型感知器	132	個	
光電式スポット型感知器	15	個	
音声警報装置	148	個	
戸外表示器	132	個	
配線点検絶縁測定	1	式	

1-6 防火戸・ダンパー等連動設備

明 細	数 量	単 位	備 考
連動制御盤（自火報複合盤）10/15L	1	面	
光電式スポット型感知器	10	個	
防火扉（S式）	10	枚	
常用交流電源	1	式	
予備電源装置	1	式	
配線点検絶縁測定	1	式	

消防設備点検一覧表（A棟 駐車場）

2-1 消火器

階	R F	2 F	1 F	計	備 考
数	5 本	5 本	5 本	1 5 本	粉末消火器 1 0 型（粉末 蓄圧式）

2-2 粉末消火設備

明 細	数 量	単 位	備 考
加圧用ポンペ	1 6	本	
加圧用容器	1 6	基	
薬剤点検（第 3 種 粉末 3 3 kg）	1	式	
ホースリール	1 6	台	
配線点検絶縁測定	1	式	

2-3 自動火災報知設備

明 細	数 量	単 位	備 考
受信機 P-1 級 8 / 1 0 L	1	面	
差動式スポット型感知器	6 2	個	
地区音響装置	6	個	
発信機	6	個	
表示灯	6	個	
常用交流電源	1	式	
予備電源装置	1	式	
配線点検絶縁測定	1	式	

消防設備点検一覧表（座間宿舎B棟）

3-1 消火器

階	10F	9F	8F	7F	6F	5F	4F	3F	2F	1F	計
数	4本	7本	8本	8本	8本	8本	8本	8本	8本	10本	77本
備考	粉末消火器10型（粉末 蓄圧式）										

3-2 避難器具

階	10F	9F	8F	7F	6F	5F	4F	3F	2F		計
数	2組	3組	4組	4組	4組	4組	4組	4組	4組		33組
備考	2F～8F各ベランダ：吊り下げはしごハッチ式										

3-3 連結送水管設備

明 細	数 量	単 位	備 考
送水口	1	組	スタンド型、双口差込式
放水口	8	組	3F～10F・RF、標識：消防隊専用マーク、 開閉弁：玉型弁、格納箱：埋込型 連結送水管用補給水槽有り（屋上）
配線点検絶縁測定	1	式	

3-4 共同住宅用自動火災報知設備

明 細	数 量	単 位	
受信機P型1級（複合盤）24/25L	1	面	
共同住宅用受信機（P型1級）	120	面	
差動式スポット型感知器	358	個	
定温式スポット型感知器	115	個	
光電式スポット型感知器	15	個	
音声警報装置	138	個	
戸外表示器	121	個	
配線点検絶縁測定	1	式	

消防設備点検一覧表（B棟 駐車場）

4-1 消火器

階	R F	2 F	1 F	計	備 考
数	5 本	5 本	5 本	1 5 本	粉末消火器 1 0 型（粉末 蓄圧式）

4-2 粉末消火設備

明 細	数 量	単 位	備 考
加圧用ポンペ	1 6	本	
加圧用容器	1 6	基	
薬剤点検（第3種 粉末 3 3 kg）	1	式	
ホースリール	1 6	台	
配線点検絶縁測定	1	式	

4-3 自動火災報知設備

明 細	数 量	単 位	
受信機P-1級8/10L	1	面	
差動式スポット型感知器	5 6	個	
地区音響装置	6	個	
発信機	6	個	
表示灯	6	個	
常用交流電源	1	式	
予備電源装置	1	式	
配線点検絶縁測定	1	式	

入 札 書
~~見 積 書~~

金額¥

(税抜)

品 名	規 格	単位	数 量	単 価	金 額
座間宿舎消防設備 点検整備	仕様書のとおり	式	1		
		一以下	余白一		
納 入 場 所	陸上自衛隊座間駐屯地		納期	令和6年8月28日～ 令和6年12月20日	
入札(契約)保証金	免 除	入札(見積)書有効期間			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札見積いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和6年8月28日

分任契約担当官
陸上自衛隊座間駐屯地
第441会計隊長 三田 友樹 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

令和 年 月 日

陸上自衛隊座間駐屯地
第441会計隊長 三田 友樹 殿

住所
会社名
代表者名
担当者名
連絡先

令和6年8月26日(月)の17時までに返信頂けますよう、ご協力をお願いします。